

# 免許申請手続きのご案内

## 各種免許申請書の提出先と添付書類について

佐賀労働局 健康安全課

### < 各申請に共通するもの >

1. 免許申請書(様式第12号) 免許申請書は、[別添1](#)
2. 収入印紙1500円分(消印はしないでください)
3. 写真1枚(縦30mm、横24mmのもので6ヶ月以内に撮影したもの)
4. **460円分**の切手を貼った免許証送付用封筒(交付される免許証は、東京労働局免許証発行センターから簡易書留で郵送されます。)
5. 免許証に旧姓の氏名又は通称の併記を希望する場合は、旧姓の氏名又は通称が記載されている住民票(マイナンバーの記載がないもの)等公的機関の証明書(本籍地の記載がないもの又は本籍地を黒塗りしたもの)で、旧姓・通称が確認できるものを添付ください。

### < 申請内容に応じて >

- I. 九州安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、免許試験合格通知書を交付された場合  
(以下、「免許試験合格者」といいます。)  
(なお、免許試験結果通知書を交付された場合は、下記 の手続きを行ってください。)

提出先	東京労働局免許証発行センター (〒108-0014 東京都港区芝5の35の2 安全衛生総合会館2階)
添付書類	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 免許試験合格通知書(原本)</li><li>2. 本人確認証明書(申請者の氏名、生年月日、住所を記載した公的書面) 具体例は、<a href="#">別添2</a> なお、新様式免許証(昭和63年10月1日以降交付で、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限る。)を添付した場合は、本人確認証明書の添付は不要です。</li><li>3. 現在持っている労働安全衛生法関係免許証</li><li>4. 前記3の免許証で交付日が昭和63年9月30日以前のもの(旧様式免許証)を持っている場合は「所持免許申告欄」(様式12号)(別紙)</li><li>5. ボイラー技士免許等は「実務経験等を証明する書類」(後記の「申請に当たっての参考事項4」の「免許申請等手続きの手引き」P4の 参照)</li></ol>

- II. 免許試験の学科試験に合格した後、1年以内に実技講習を修了した場合、又は実技教習を修了後、1年以内

に免許試験の学科試験に合格した場合（注：免許試験合格通知書を交付された場合は、上記 による。）

提出先	申請者の住所地を管轄する都道府県労働局 ( 住所地が佐賀県内の場合は、佐賀労働局 ( 1 ) )
添付書類	1. 免許試験結果通知書 ( 原本 ) 2. 実技教習修了書 ( 原本又はコピー ) 3. 本人確認証明書 ( 申請者の氏名、生年月日、住所を記載した公的書面 ) 具体例は、 <a href="#">別添 2</a> なお、新様式免許証 ( 昭和 63 年 10 月 1 日以降交付で、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限る。 ) を添付した場合は、本人確認証明書の添付は不要です。 4. 現在持っている労働安全衛生法関係免許証 ( 原本 ) ( 統合処理を行います。 ) 5. 前記 4 の免許証で交付日が昭和 63 年 9 月 30 日以前のもの ( 旧様式免許証 ) を持っている場合は「所持免許申告欄」( 様式 12 号 ) ( 別紙 )

### III. 無試験による免許申請をする場合

提出先	申請者の住所地を管轄する都道府県労働局 ( 住所地が佐賀県内の場合は、佐賀労働局 ( 1 ) )
添付書類	1. 無試験交付を受けるための資格免状の原本又はコピー ( 卒業証明書等以外で保存が必要なものはコピーで可 ) 2. 本人確認証明書 ( 申請者の氏名、生年月日、住所を記載した公的書面 ) 具体例は、 <a href="#">別添 2</a> なお、新様式免許証 ( 昭和 63 年 10 月 1 日以降交付で、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限る。 ) を添付した場合は、本人確認証明書の添付は不要です。 3. 現在持っている労働安全衛生法関係免許証 ( 原本 ) ( 統合処理を行います。 ) 4. 前記 3 の免許証で交付日が昭和 63 年 9 月 30 日以前のもの ( 旧様式免許証 ) を持っている場合は「所持免許申告欄」( 様式 12 号 ) ( 別紙 )

### IV. 再交付申請

#### 1. 免許証を紛失又は損傷した場合 ( 再交付申請 )

提出先	申請者の住所地を管轄する都道府県労働局又は、免許証の交付を受けた労働局 ( 住所地が佐賀県内の場合は、佐賀労働局 ( 1 ) )
添付書類	1. 紛失の場合 免許証滅失理由書 ( 任意様式 ) 免許証滅失事由書の記載例は、 <a href="#">別添 3</a> 2. 損傷の場合 損傷した免許証 3. 免許証で交付日が昭和 63 年 9 月 30 日以前のもの ( 旧様式免許証 ) を持っている場合は「所持免許申告欄」( 様式 12 号 ) ( 別紙 )

	<p>4. 紛失・損傷した免許証で本人確認ができない場合は、本人確認証明書（申請者の氏名、生年月日、住所を記載した公的書面） 具体例は、<a href="#">別添2</a></p> <p>5. 住所を変更した場合は、本人確認証明書（住民票のみでも可）</p>
--	--

2. 免許証の記載事項等の変更または新様式の免許証の発行を希望する場合（再交付申請）

提出先	申請者の住所地を管轄する都道府県労働局又は、免許証の交付を受けた労働局 (住所地在佐賀県内の場合は、佐賀労働局( 1 ))
添付書類	<p>1. 現在持っている労働安全衛生法関係免許証（原本）( 後記の「申請に当たっての参考事項」の1の(ア)参照)</p> <p>2. 前記1の免許証で交付日が昭和63年9月30日以前のもの（旧様式免許証）を持っている場合は、「所持免許申告欄」(様式12号)(別紙)</p> <p>3. 顔写真を変更する場合は、本人確認証明書（申請者の氏名、生年月日、住所を記載した公的書面） 具体例は、<a href="#">別添2</a></p> <p>4. 住所を変更した場合は、本人確認証明書（住民票のみでも可）</p>

V. 氏名が変わった場合（書替申請）

提出先	申請者の住所地を管轄する都道府県労働局又は、免許証の交付を受けた労働局 (住所地在佐賀県内の場合は、佐賀労働局( 1 ))
添付書類	<p>1. 書替する免許証（現在持っている労働安全衛生法関係の全ての免許証）</p> <p>2. 氏名を変更した事実が確認できる公的書面（住民票・戸籍抄本等）</p> <p>3. 住所を変更した場合は、本人確認証明書（住民票のみでも可）</p> <p>4. 前記3の免許証で交付日が昭和63年9月30日以前のもの（旧様式免許証）を持っている場合は、「所持免許申告欄」(様式12号)(別紙)</p>

VI. ボイラー溶接士の免許更新（更新申請）

提出先	申請者の住所地を管轄する都道府県労働局又は、免許証の交付を受けた労働局 (住所地在佐賀県内の場合は、佐賀労働局( 1 ))
添付書類	<p>1. 更新する免許証</p> <p style="padding-left: 2em;">住所の変更がある場合は、本人確認証明書（住民票のみでも可）</p> <p style="padding-left: 2em;">紛失している場合は、前記 の1の再交付申請の手続きが必要です。</p> <p style="padding-left: 2em;">氏名が変わった場合は、前 の書替申請の手続きが必要です。</p> <p>2. 更新を受ける資格を有する書面、機械試験結果等の提出がありますので、免許の有効期間の2</p>

ヶ月前までに提出先の労働局にご相談ください。( <a href="#">佐賀労働局</a> における更新申請手続きの流れ(添付書類等)は、 <a href="#">別添4</a> を参照ください。)
---

### 【申請に当たっての参考事項】

1. 現在持っている労働安全衛生法関係免許証について、
  - (ア) 今回申請する免許証と統合のうえ新しい免許証が交付されますので、現在持っている免許証(原本)を添付する必要があります。ただし、当該免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により当該免許証を必要とする場合は、最寄りの労働局、監督署に免許証及びそのコピーを申請書とともに持参し、原本確認を受けたうえで「原本確認済」が記載されたコピーを添付することができます。なお、この場合には、持っている免許証には穴あけを行います。
  - (イ) 免許証を紛失している場合は、併せて再交付申請の手続きが必要です。
  - (ウ) 氏名の変更がある場合は、同時に書替申請の手続きが必要です。なお、書替と再交付を同時に行いたい場合は、申請書の「申請の区分」欄に「3」(書替)と記入し、必要な書類を添付することにより同時に行うことができます。
2. 佐賀労働局では収入印紙、切手等の販売はしていませんので、あらかじめご用意ください。
3. 免許及び日程等は、次のアドレスの(財)安全衛生技術試験協会ホームページをご覧ください。  
( <https://www.exam.or.jp/> )
4. 免許申請等手続きの手引きについて  
手続きについて、次のアドレス(厚生労働省ホームページ)に、免許申請書の記入例、添付書類等が詳しく掲載してあります。  
( <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000978838.pdf> )

#### 1 佐賀労働局(健康安全課)の所在地

〒840-0801

佐賀市駅前中央3丁目3-20 佐賀第二合同庁舎 4階

#### 2 お問合せ等は、佐賀労働局 労働基準部 健康安全課(0952-32-7176)

または、県内の労働基準監督署(下記)へお願いします。

- ・佐賀労働基準監督署 0952-38-5411
- ・唐津労働基準監督署 0955-73-2179
- ・武雄労働基準監督署 0954-22-2165
- ・伊万里労働基準監督署 0955-23-4155

# 本人確認証明書の具体例

- 申請書の申請者氏名、生年月日、住所の欄に記入した事実を証する書面
- 公的書面のコピー（縮小不可）。ただし、住民票の写し等は原本に限る。
- 本人確認は、原則顔写真による確認が必要 ☞ 下記1の書面を1種類
- 顔写真の確認できる書面を所持していない ☞ 下記2の書面を2種類  
A4サイズより大きい場合は、A4サイズに縮小可

## 1 1種類で可能なもの

**顔写真（不鮮明なものは不可）が確認できるものに限る**

労働安全衛生法の免許証

自動車運転免許証（表裏面）

マイナンバーカード（**表面のみ 個人番号は必要ありません**）

住民基本台帳カード（顔写真あり）

在留カード・特別永住者証明書（表裏面）

住所を変更している場合は、新住所（申請書の住所）が確認できるものを提出してください。なお、住所変更の手続きをしていない場合は、**免許証の住所は旧住所**となります。

## 2 2種類以上必要なもの

**申請者氏名、生年月日、住所を複数の書類の組合せで確認できれば可**

住民票の写し（市区町村発行の原本。個人番号の記載がないもの）**複写不可**

戸籍抄本 **複写不可**

住民基本台帳カード（顔写真なし）

健康保険被保険者証

年金手帳

基礎年金番号通知書

パスポート

保健師免許証・薬剤師免許証

### 組合せ例

住民票の写し + 健康保険被保険者証

住民票の写し + 住民基本台帳カード（顔写真なし）

住民票の写し + 年金手帳

住民票の写し + 基礎年金番号通知書

住民票の写し + パスポート

**住所が手書きのもの**は、別途、印字されている公的書面が必要です。

上記以外、国、都道府県、区市町村が交付した免許証等の書面も可能です。

## 本人確認証明書に当たらないもの

免許試験合格通知書・結果通知書、技能講習修了証、クレーン等実技教習修了証  
キャッシュカード、クレジットカード  
職員証・社員証  
公共料金領収書（電気・ガス・水道・電話）

## 【申請に関するお問い合わせ】

免許証発行サポートダイヤル ☞ 0570-006-120

(R6.5)

## 免許証滅失事由書

私は下記1の免許証(○印)を下記2のとおり滅失しましたので報告致します。  
また、再交付後に旧免許証が発見された場合は、ただちに返還致します。

## 記1

コード	免許の種類	○印	コード	免許の種類	○印	コード	免許の種類	○印	コード	免許の種類	○印
10	特級ボイラー技士		20	クレ・デリ運転士		31	林業架線作業主任者		60	高圧室内作業主任者	
11	一級ボイラー技士		21	揚貨装置運転士		32	導火線発破技士		61	潜水士	
12	二級ボイラー技士		22	デリック運転士		33	電気発破技士		70	エックス線作業主任者	
13	特別ボイラー溶接士		23	移動式クレーン運転士		34	発破技士		71	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	
14	普通ボイラー溶接士		24	クレ・デリ運転士 (床上運転式限定)		50	第一種衛生管理者				
15	ボイラー整備士		25	クレ・デリ運転士 (無限定)		51	衛生工学衛生管理者				
16	特定第一種圧力容器 取扱作業主任者		30	ガス溶接作業主任者		52	第二種衛生管理者				

## 記2

1. 滅失日時 令和 年 月 日 頃

2. 滅失場所 自宅・会社・作業場所・その他( )・不明

3. 滅失事由 紛失・盗難・その他( )・不明

令和 年 月 日

佐賀労働局長 殿

住所

氏名

## ボイラー溶接士免許更新申請手続きの流れ（佐賀労働局）

（免許更新申請書の提出先は、申請者の住所地が佐賀県内の場合は、原則、佐賀労働局となります。）

(ボイラー溶接士)免許更新申請書を佐賀労働局健康安全課に提出（郵送可）  
（申請書の提出は、有効期限の2か月前からできます。）

実績( )による更新

実績( )によらない更新

( )実績とは、免許の有効期限の直前1年間にボイラー・第一種圧力容器を溶接し、溶接検査等が合格の場合です。

1 免許更新申請書に次の書類等を添付

- 写真、収入印紙、免許証送付用切手(簡易書留料金)
- 更新する免許証(原本)
- (住所を変更した場合は、自動車運転免許証等の写し)
- 「ボイラー溶接士免許有効期限の更新に係る溶接実績証明書」(様式第1)(所属事業者証明)

免許更新申請手続きは、これで終わりです。

1 免許更新申請書に次の書類等を添付

- 写真、収入印紙、免許証送付用切手(簡易書留料金)
- 更新する免許証(原本)
- (住所を変更した場合は、自動車運転免許証等の写し)
- 溶接試験板
- (佐賀局健康安全課で番号等を打刻し、返還します。)
- 【郵送の場合の打刻後の返還は、返送料金が着払いとなります。】
- 溶接試験板のミルシート

2 事業場等において溶接試験実施

3 溶接試験実施後に公的機関等で曲げ試験実施

4 曲げ試験成績書面及び「ボイラー溶接士免許有効期限更新に係る溶接、曲げ試験実施証明書」(様式第2)(所属事業者証明)の提出

曲げ試験を公的機関によらず、自ら実施した場合は、曲げ試験後の試験片(テストピース)も併せて提出

公的機関で曲げ試験を実施した場合は、更新した免許証が届くまで試験片を保管ください。(必要に応じ提出を求める場合があります。)

免許更新申請手続きは、これで終わりです。

(令和5年5月変更)

様式第 1

ボイラー溶接士免許有効期限  
の更新に係る溶接実績証明書

免許種別 特別 ・ 普通  
免許証番号 第 号  
有効期限 令和 年 月 日

氏 名

上記の者が、免許有効期限の満了前一年間に溶接したボイラー又は第一種圧力容器のすべては、ボイラー及び圧力容器安全規則第7条第2項若しくは第53条第2項の溶接検査又は第42条第2項若しくは第77条第2項の変更検査の結果、下記のとおりであったことを証明します。

記

1 溶接検査結果（ガス溶接、自動溶接の実績は含まず。）

種類・型式	MPa ( m )	m <sup>2</sup> m <sup>3</sup>	溶 接 箇 所 の 概 要	溶 接 年月日	合 否	溶 接 検 査 済 番 号

溶接明細書（写）を添付

2 変更検査結果（ガス溶接、自動溶接の実績は含まず。）

種類・型式	MPa ( m )	m <sup>2</sup> m <sup>3</sup>	溶接箇所 の概要	溶接 年月日	合 否	検査証番号 (署 名)	検査 官名

検査証（写）添付

3 上記 1、2 の検査結果のうち、不合格についての理由

令和 年 月 日

(証明者)事業場名  
所在地

事業主 ( - - 担当: )  
職名  
氏名

佐賀労働局長殿

様式第 2

## ボイラー溶接士免許有効期限更新 に係る溶接、曲げ試験実施証明書

1 申請者 氏 名  
免許種別 特別 ・ 普通  
免許証番号 第 号  
有効期限 令和 年 月 日

### 2 溶接試験

(1) 試験板規格 J I S (厚さ mm)  
(2) 溶接棒規格 J I S (直径 mm)  
(3) 刻印番号 佐  
(4) 溶接種目 ( 下 ・ 横 ) 向き突合せ溶接  
(5) 溶接試験場所  
(6) 溶接試験月日 令和 年 月 日

### 3 曲げ試験 ( 公的機関等で行った場合は、( 6 ) のみの記載で可 )

(1) 曲げ試験種目 ( 裏 ・ 側 ) 曲げ試験  
(2) 曲げ内側直径 ( 38 ) mm  
(3) 曲 げ 角 度 ( 180 ) 度 ( U 字型 )  
(4) 曲げ試験場所  
( )  
(5) 曲げ試験月日 令和 年 月 日  
(6) 曲げ試験を行った公的機関等名称 ( )

ボイラー溶接士免許更新申請にあたり、上記 1 の者がボイラー溶接士免許試験  
規程 ( 昭和 47 年労働省告示第 116 号 ) に定める実技試験に準じ、上記 2、3 のと  
おり実施したことを証明します。

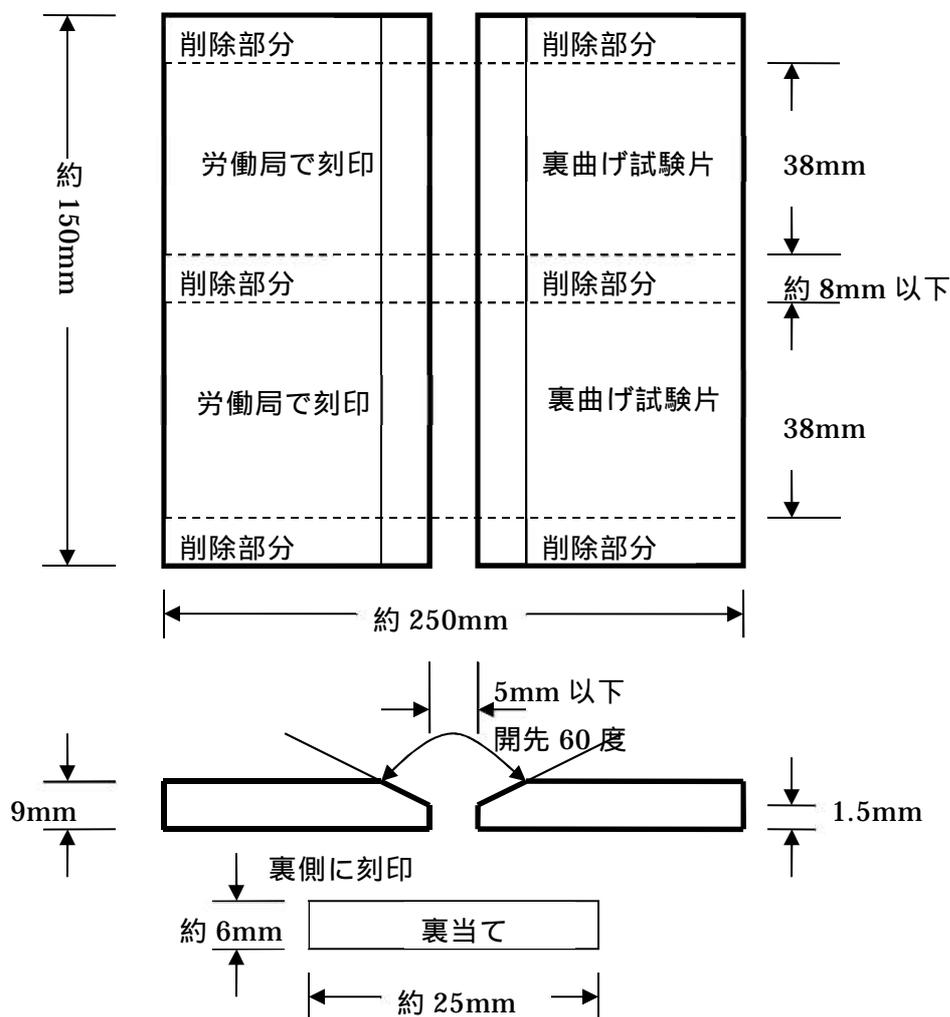
令和 年 月 日

事業場名  
所在地  
( - - 担当 : )  
事業者職氏名

佐賀労働局長殿

## 溶接試験板作成

【普通ボイラー溶接士】(ボイラー技士、溶接士、整備士免許規程第 16 条)



### 注意事項

- 1 試験板は、免許規定第 13 条に定める鋼板とする。
- 2 溶接方法は下向き突き合わせ溶接とする。
- 3 溶接板は、溶接の前後を通じて熱処理、つち打、ピーニング等の処理を行なってはならないものとする。
- 4 溶接を開始してから終了するまで、その上下または左右の方向を変えてはならないものとする。
- 5 試験板、試験片ともガス切断の場合は、端面を 3mm 以上切り落とすこと。
- 6 溶接部は板の面まで仕上げるものとする。
- 7 仕上げ面は、長手方向以外の傷を残してはならないこと。